

最上小国川ダム建設差し止め住民訴訟：山形地裁判決 「ダムによらない治水対策と地域政策の運動を続けます！」

山形地裁判決＝事実と証拠を無視した判決
報告会に多数ご参加下さい

私たちが2012年9月に提訴した「最上小国川ダム工事差し止め・住民訴訟」について、山形地裁から7月30日『公金支出差止・その他の請求は棄却』との判決を受けました。『ダムに依らない治水対策』を求める訴えに対するこの判決は、事実と証拠に基づかない誤りが多く、とうてい認めがたい判決です。

私たちは判決内容を慎重に検討したうえで、仙台高裁に控訴することとしました。

私たちが考える山形地裁判決のまちがいと、控訴する理由の要旨は裏面のとおりです。事実と証拠にもとづいて公正に判断すれば、地裁判決は逆転するものと確信します。この住民訴訟中に亡くなられた、沼沢勝善・前小国川漁協組合長の無念を晴らすためにも、控訴審に全力をあげながら、「ダムに依らない治水対策」を求め、粘り強く運動を進めます。

右のとおり、判決の問題点や今後の運動などの報告と意見交換会を行います。

ぜひ、多くの方々のご参加をお願いします。

最上小国川ダム建設差し止め住民訴訟 報告会

日 会 内 時 場 容

日 2019年9月29日(日)午後1時30分～

ゆめりあ・2Fホール(JR新庄駅併設)

・住民訴訟の過報告、河川環境調査の報告
・記念講演：『ダム建設と住民運動』鶴津輝之・水源連代表
・参加者による意見交換会

参加費無料

どなたでも参加できます、お誘い合わせてご参加下さい。

主 催 最上小国川の清流を守る会

ダム工事前の綺麗かな最上小国川→

↓地裁判決日（7月30日）報告会の状況



清流を子どもたちに

第16号 2019年9月8日
「最上小国川の清流を守る会」
新庄市城西町5-37 沢沢正昭方
TEL 0233-23-0139

7月30日山形地裁で、最上小国川ダム住民訴訟の判決があり、私たちの訴えは全面的に退けられました。

こうした住民訴訟では、ほとんどの場合、国や県に有利な判決が下されることが多くなっています。それにしても今回の判決は、証拠の読みまちがいや、私たちの主張と県側の主張を取り違えるなど、ひどい判決内容になっています。私たちは、こんなまちがい判決をそのままに出来ないと考え、仙台高裁に控訴することになりました。

ダムによって洪水時の濁りは支流に増えるので、問題はない?

<判決>

「洪水が発生して最上小国川の河川水が濁ってしまった場合、アユは忌避行動として支流等に逃避するとも考へ得るから、本件ダムの完成による上記の影響の程度が重大であるとは言えない」

<ここがおかしい>

アユはどうやって濁らない支流に逃げるのでしょうか

穴あきダムが出来ると、洪水の濁りがふえます。

洪水で川が濁ったときに、濁りの少ない支流に大量のアユが逃げ込む様子が実際に観察された例はあります。最上小国川ダムから、下流の大きな支流である明神川までは約6kmもあります。

何の根拠もなしに、「アユが逃げるから、濁りが増えても問題ない」と言うのはあまりにも無責任です。

「赤倉地区の内水被害対策のために、ダムをつくる」? ...それは知事の勝手

<判決>

『(赤倉地区の)内水対策と外水対策を同時に使うか個別に行うかの判断は、地方公共団体の裁量に属することであって、このことをもって本件でダム建設を選択したことが不合理であるとまで言うことはできない』

<ここがおかしい>

赤倉地区の「内水被害」を、ダムでは防ぐことが出来ません

赤倉地区の「内水被害」をダムで防ぐためには、現在よりさらに1m以上水位を低下させる巨大なダムが必要です。

ダムとは別に、「内水対策」を実施する必要があることは明らかであり、「ダムによって内水被害を防ぐことができない」とことを明確にするべきです。

裁判官が、このことを全く理解していないかったことを示しています。

河川改修は赤倉温泉に影響するので、工事は出来ない?

<判決>

『(赤倉温泉の)各源泉が複雑な湧出経路と相互の関連のもとで微妙なバランスを保つていることがうかがわることからしても、…温泉に影響が出ないよう(河川改修工事を)することが出来ると断定することはできない』

<ここがおかしい>

赤倉地区の護岸工事や橋の架け替えも出来ないことに

地裁判決は、なぜ、どんな影響が出るのかを科学的に説明していません。

河道改修ができないのであれば、赤倉地区の老朽化した護岸の改修や橋の改修もできないことになります。

なお判決では、県側が河道改修は不可能と主張する根拠の一つにした1988年の“金山荘事件”について、裁判官の判断を何も示していません。

“穴づまり”が起こらないことを確かめた実験に頼いか… “穴づまり”が起らなかった実験でも、国と協議したので信用できる?

<判決>

『土石や流木の挙動について、本件水理模型実験と実際の本件ダムにおける動きとの間で相似性が成立するか否かという点に疑問の余地がないと言えないので、…土木研究所と協議を経ながら行われたものであるから、その結果が合理的なものでないと認めることができない』

<ここがおかしい>

国と協議しても、“穴づまり”は防げません

穴あきダムの穴(常用洪水吐)に、土石や流木が詰まる“穴づまり”が発生する危険があることを、多くの方が心配しています。

県側は実験をやって“穴づまり”が起らぬことを確めたと言っていますが、私たちは、県の実験のやり方は間違っており、信用できないと主張しました。

判決では、「実験は間違っているかもしれないが、国と協議して、指導を受けたので“穴づまり”は起こらない」などと、とんでもないことを言っています。